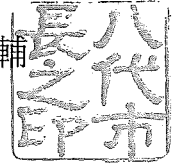




八市国 第 321号
令和7年10月30日

八代市国民健康保険運営協議会会長 様

八代市長 小 野 泰 輔



諮 問 書

令和8年度八代市国民健康保険税率等について、貴協議会の意見を求めます。

【諮問事項】

基礎課税分の平等割額を、2,000円引き下げる。

八代市国民健康保険税の税率等について

【提案理由】

本市国民健康保険は、高齢化による一人当たりの医療費の増加及び被保険者数の減少による税収の減少が続いているものの、令和7年度決算見込みにおいては黒字と推測される。また、熊本県においては、令和12年度からの国民健康保険の保険料率の完全統一に向けた検討・取組みが進められており、本市においても県が示す標準保険料率を参考に適正課税による財政運営の健全化を図る必要がある。これらを踏まえ、令和8年度は基礎課税分の平等割額を、県が示す標準保険料率に合わせ、2,000円引き下げることとしたい。

		案	現行	差額
基礎課税分 (医療給付費分)	所得割 (%)	10.60	10.60	0
	均等割 (円)	29,600	29,600	0
	平等割 (円)	20,000	22,000	-2,000
高齢者 支援金等分	所得割 (%)	3.30	3.30	0
	均等割 (円)	9,300	9,300	0
	平等割 (円)	6,900	6,900	0
介護納付金分	所得割 (%)	2.70	2.70	0
	均等割 (円)	14,900	14,900	0
	平等割 (円)	0	0	0